

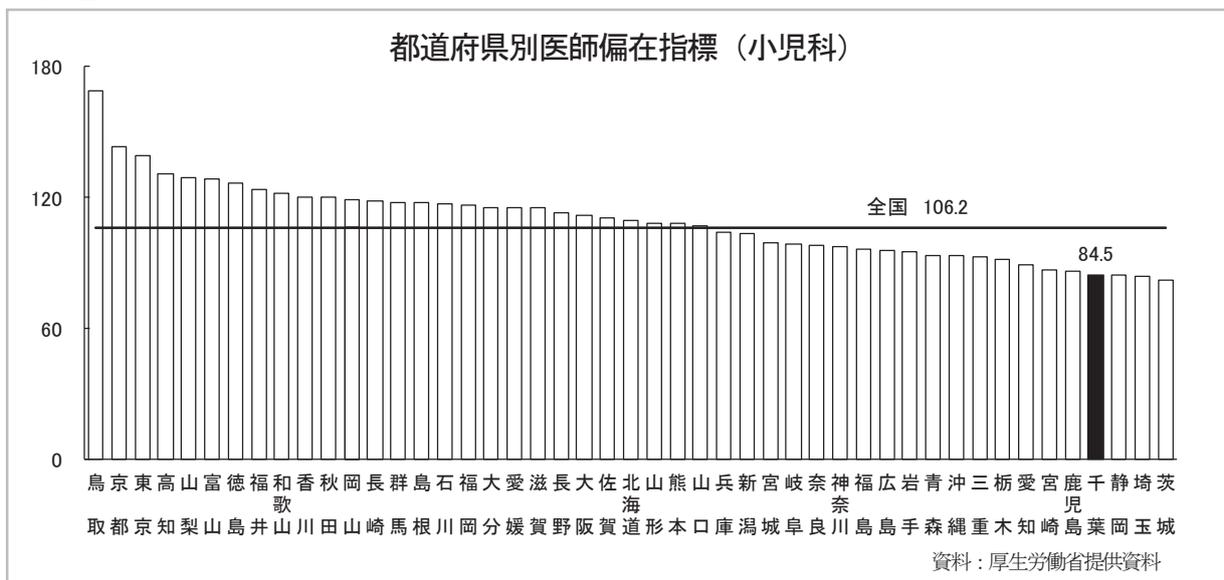
Ⅱ-4-① 小児医療体制の整備

【現状と課題】

小児救急医療については、小児が自分の症状を的確に伝えられないことが多いこと、核家族化に伴い子どもの健康に関する相談相手が周囲に少なくなっていること、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気付くのは遅い時間帯になっていることなどから、多くの軽症患者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大するばかりでなく、重症者への対応が遅れることが懸念されています。

また、全国ベースで小児科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である小児科における医師偏在指標は、全国値の106.2（平成28年時点の医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は全国第44位の84.5（同）と低く、救急医療体制を含め小児医療体制の充実が重要な課題となっています。

（関連データ）



- ④ 千葉県こども病院をはじめとする全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院* 及び救命救急センター（県救急医療センターを除く）14箇所において小児の三次救急医療* を実施します。
- ⑤ 医師修学資金貸付制度などにより、小児科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
小児救急医療啓発事業	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。 <p style="text-align: right;"><医療整備課></p>
小児救急電話相談事業	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。 <p style="text-align: right;"><医療整備課></p>
小児救急医療体制の整備	小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子健康手帳 別冊で広く情報を提供する。 <医療整備課・児童家庭課> 1 初期救急医療体制<医療整備課> 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。 ①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。 ②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施する。 2 第二次救急医療体制<医療整備課> 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。 ①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。 ②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。 3 第三次救急医療体制<医療整備課・病院局経営管理課> 県こども病院及び各地域の救命救急センター（県救急医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。

事業名	事業の内容<担当課>
医師修学資金貸付制度 (再掲)	安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。 <p style="text-align: right;"><医療整備課></p>

II-4-② 子どもの保健対策の充実

【現状と課題】

1 乳幼児健康診査とその後の継続支援

子どもの心や身体の健康については、市町村において実施される乳幼児健康診査や健康相談、保健指導等を主軸に支援しています。平成30年度の1歳6か月児健康診査の受診率は96.6%、3歳児健康診査は93.7%となっており、いずれも受診率は微増傾向にあります。

健康診査は、疾病や異常を早期に発見し、適切な指導、療育につなぐとともに、保護者の育児不安等の軽減を図り、また、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のリスク要因を早期に発見し、虐待の発生予防につなげる重要な場となっています。

利用者の立場に立った、よりきめの細かい支援体制を組み、受診率の一層の向上を図るとともに、未受診児の把握や健康診査で継続指導が必要と判断された親や児童の支援体制の充実を図ることが重要です。

また、子どものむし歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差が見られることから、保護者等に対する正しい知識等の啓発を進めるとともに、多数のむし歯を保有する子どもへの支援が必要です。

2 予防接種の推進と制度の周知

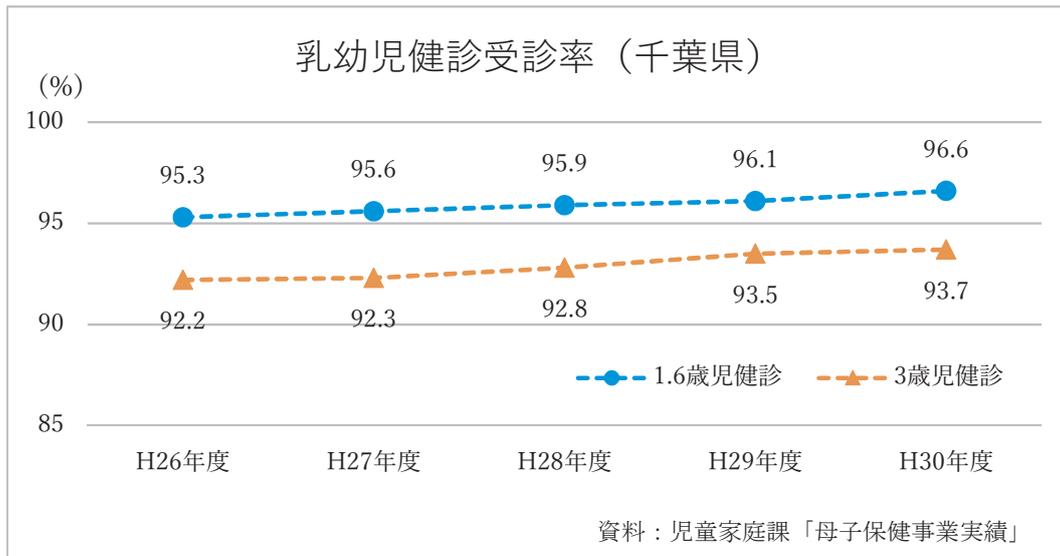
定期予防接種は、各市町村が契約している、医療機関で行われていますが、対象者の中には、居住市町村外のかかりつけ医であったり、事情によりその契約医療機関で予防接種を受けられない方もいます。また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、予防接種実施要領により定められた接種時期に、その機会を逃してしまう場合があります。全ての対象者が、接種を受けられるよう、関係機関と協力しつつ、周知啓発を行い、必要な人が制度を活用できるようにする必要があります。

3 アレルギー疾患のある子どもへの支援

アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどがありますが、国民の2人に1人は何らかのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にあります。

アレルギー疾患は、慢性疾患であるだけでなく急激な症状の悪化を繰り返すこともあり、時には休園、休学等を余儀なくされるなど日常生活に多大な影響を及ぼします。また、突然の症状悪化により緊急対応を要する疾患もあることから、アレルギー疾患のある子どもやその保護者が、平時からの自己管理のもと安心して暮らしていけるよう、周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要があります。

(関連データ)



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の受診率	1歳6か月児健診 96.6% 3歳児健診 93.7% (H30年度)	増加を目指します
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の未受診児の状況把握	1歳6か月児健診 87.3% 3歳児健診 84.8% (H30年度)	1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%

【施策の方向と具体策】

- 1 市町村が実施する乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けて支援します。
 - ① 乳幼児健康診査の内容や実施体制を更に検討し、子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な療育につなげる機能の充実を図るとともに、親子の心の問題に対応する相談窓口機能、親の育児力の形成や育児中の親の交流の場としての機能も充実できるよう、情報提供や研修等により市町村を支援します。
 - ② 幼児歯科健診や歯科相談等で、むし歯予防対策の推進を図り、むし歯罹患のハイリスク児に対して、重点的な歯科保健指導や予防処置の取組を促進します。
 - ③ 乳幼児健康診査の未受診者への対応については、未受診者の家庭にこそ問題があるという視点から、保健師のみならず地域の人的資源や医療機関等を活用して状況把握を行い、受診もれ、対応もれがないように関係機関の連携が図れるよう支援します。

2 特に療育等の必要な子どもへの継続的な支援を行います。

- ① 市町村母子保健担当課、保育所、幼稚園等、子どもの養育に関わる機関の連携を強化し、心や身体に問題を抱える親子に対して一貫した支援を提供できるよう支援します。
- ② 各健康福祉センター（保健所）において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連携調整その他の講演会等の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図っていきます。
- ③ 小児期から成人期への移行期にある患者が、必要な医療や支援を確実に、かつ切れ目なく受けられるよう移行期医療支援センターを中心に、医療体制整備及び患者自律（自立）支援を進めていきます。

3 予防接種制度を周知し、事業の推進を図ります。

子どもを感染症から守るために、予防接種を居住地以外の医療機関でも受けられるよう、県内全域で接種できる体制を継続します。また、長期療養や骨髄移植等で定期接種の機会を逃した子どもが接種の機会が得られるよう、予防接種センター* 等関係機関と連携し制度の周知啓発に努めます。

4 アレルギー疾患のある子どもや家族の生活の質の維持向上を図ります。

- ① アレルギー疾患の発症・重症化予防のために、アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めます。
- ② アレルギー疾患を有する子ども・家族の生活の質を維持向上することを目的に、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、相談等に携わる職種の育成や教育・保育施設、学校等の職員への研修や情報提供等を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。 <児童家庭課>
先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、早期に発見し、早期に治療を開始することにより、知的障害など心身障害の発生を予防することが可能であるため、新生児期に血液検査を行い、早期発見に努める。 <児童家庭課>
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査に係る検討会や研修会を開催し、県内における聴覚障害の早期発見、早期療育体制の推進、整備を図る。 <児童家庭課>

事業名	事業の内容<担当課>
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	<p>慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性特定疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、千葉県慢性疾患児童等地域支援協議会を開催する。</p> <p>慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上の悩みや不安等の解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、各健康福祉センターにおいて、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリング、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供等を実施する。</p> <p style="text-align: right;"><疾病対策課></p>
予防接種の市町村相互乗り入れ体制の継続、長期療養児の接種機会の確保	<p>県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃した子どもへの対応について周知し、すべての対象者が制度を活用できるよう推進する。</p> <p style="text-align: right;"><疾病対策課></p>
アレルギー疾患対策事業	<p>千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、千葉県アレルギー疾患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針について検討する。</p> <p>千葉県アレルギー相談センター（庁内）において、専門の医師や看護師が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行う。</p> <p>アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。</p> <p style="text-align: right;"><疾病対策課></p>

II-4-③ 食育の推進

【現状と課題】

1 健康的な生活習慣形成の取組の推進や食生活の普及啓発等

ライフスタイルの多様化により、食生活が乱れ、栄養の偏りや肥満・過度の痩身の増加、若年層を含めた生活習慣病の増加等、「食」に起因する健康上の問題が深刻化しています。

加えて、急速に高齢化が進んでいる中、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすためには、子どものころからの望ましい食習慣の確立が重要です。

県が平成30年度に実施した「学校給食実施状況等調査」によると、小学5年生では10.6%、中学2年生では15.5%の児童生徒が1週間のうちに朝食を食べない日があり、また、平成29年度に実施した「生活習慣に関するアンケート調査」の結果を見ると、20代男性では49.7%、20代女性では45.7%の県民が週に2日以上朝食を食べない状況にあることが分かります。このことから、特に若い世代で朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに十分配慮した食生活を送ることができていない等の課題があります。

2 体験活動を取り入れた効果的な食育の推進

県では、平成28年12月に第3次千葉県食育推進計画を策定し、「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標に、食育を地域に根ざした県民運動として推進しています。

食に関する正しい知識や食文化を様々な体験を通して学ぶことは、生活の基本を身に付け、健康な身体を育てていくことにつながります。千葉県は、豊かな自然と多彩な食材に恵まれ、県内各地でそれぞれの風土を活かした郷土料理が作られ、伝えられてきました。こうした千葉の食文化について、理解を図ることも健全な食育を進めていく上で重要なことの一つです。

また、家庭において食育の知識・調理をする力が不足している等の課題も見受けられます。そこで、学校・地域等において食を学ぶ多様な機会を設けるなど、社会が家庭を支えながら食育を推進していく必要があります。

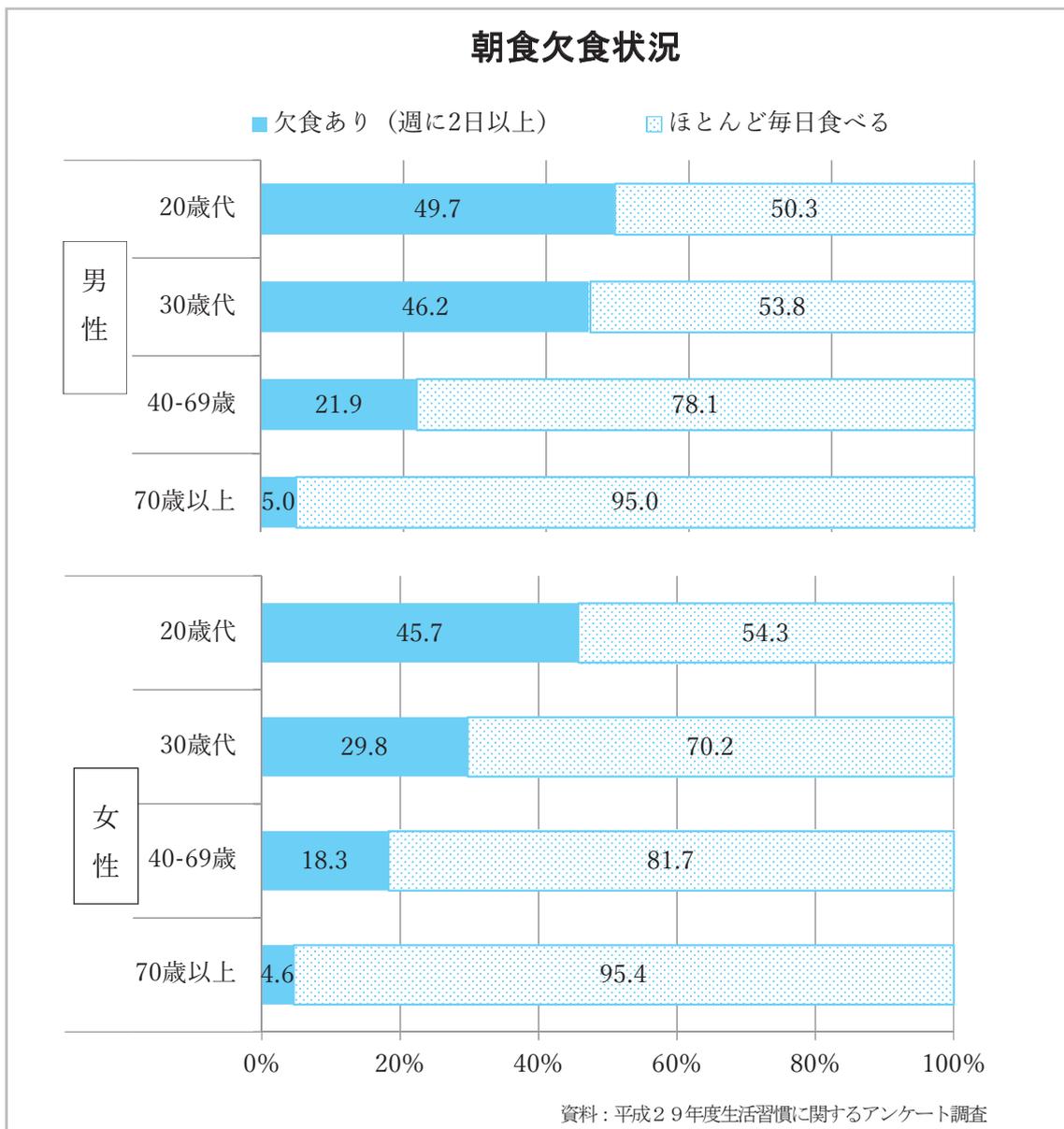
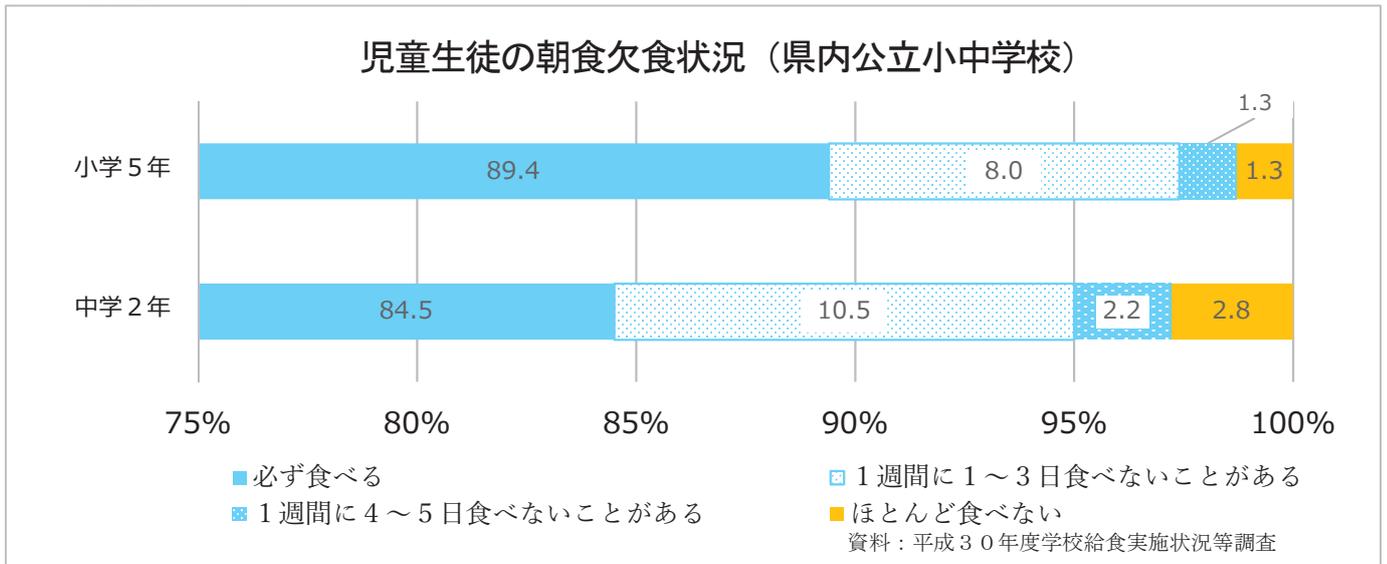
さらに食育は、健康・教育・農業など幅広い分野にまたがる取組であることから、官民及び地域の各分野で活動している方々が連携・協働して食育を推進していく必要があります。

3 食生活を支える歯・口腔の健康づくり

食生活を支えるためには、歯・口腔の健康づくりが重要です。乳幼児期や学齢期のむし歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差がみられます。

そこで、むし歯の予防や治療の促進、歯周病の予防など広く歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、食べ物をしっかり噛んで飲み込む力を養い、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

(関連データ)



【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの健康的な生活習慣形成の取組を推進します。
 - ① 「何をどれだけ食べたらよいか」をわかりやすく伝えるため、「ちば型食生活*」を実践するための「ゲー・パー食生活ガイドブック」を作成しています。このガイドブックを活用し、望ましい食生活と正しい知識の普及を進めます。
 - ② よく噛んでおいしく食べるために、口腔機能が十分に発達し維持されるよう、歯・口腔の健康づくりを含めた食育の取組を推進します。

- 2 ライフステージに応じた望ましい食生活の普及啓発を行います。

ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、研修会の開催や食育イベントの実施等により、市町村や施設等の関係機関における連携の促進と食育活動の充実を支援します。

- 3 学校・家庭・地域が連携して、農業体験や郷土料理教室など体験活動を取り入れた効果的な食育を推進します。
 - ① 「ちば食育ボランティア*」の活動を推進し、農業体験、郷土料理教室、親子料理教室など、多様な体験の場を提供します。
 - ② 「ちば食育サポート企業*」が提案する「学校参加型食育体験プログラム」を各学校へ配付し、企業などによる出前授業や工場等での体験・見学、調理実習など、学校と企業が連携した食育活動を推進します。
 - ③ 食について楽しく学びながら、自らの食生活を振り返り、より望ましい食習慣を身に付け、郷土の食文化についての理解や食に関わる人に感謝するなどの豊かな心を育むため、計画的・継続的・組織的に食に関する指導の充実を図ります。
 - ④ 学校給食の食材として千葉県の地場産物を活用し、より安全・安心な給食の普及・定着を図るとともに、学習と結びつけた効果的な食育を推進します。
 - ⑤ 千葉の食文化についての理解を図るため、子どもはもちろん、その保護者も対象に食文化に関する講習会や郷土料理の調理体験教室など多様な体験の場を提供します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
ちば食育活動促進事業	主に食育推進体制の整備・運営として「ちば食育ボランティア」及び「ちば食育サポート企業」等の活動促進を図るほか、官民連携による食育活動の展開として食育に関する広報・啓発や「ちば食育推進大会」を実施する。 <安全農業推進課>
食からはじまる健康づくり事業	ライフステージに応じた適切な食生活の実践を図るため、市町村や施設等の関係機関における連携と食育活動の充実を支援する。 <健康づくり支援課>

事業名	事業の内容<担当課>
いきいきちばっ子 食育推進事業	学校における食育の指導体制と指導内容の充実を図るとともに、学校給食を活用した食育の充実を図るために、研究協議会や高等学校と幼小中学校等が連携した事業等を実施する。 <p style="text-align: right;"><教育庁学校安全保健課></p>
千葉の食文化まるごと 体験事業	博物館において「郷土食講座」などを実施し、食体験を通して千葉の食文化に関する理解促進を図る。 <p style="text-align: right;"><教育庁文化財課></p>
歯と口の健康週間及び 「いい歯の日」普及啓 発事業	歯と口の健康週間（6月4日～10日）、いい歯の日（11月8日）を中心に、県民向け公開講座や歯・口腔への興味関心を深めるためのイベントの開催、歯科関係のコンクールの募集・表彰等を通じ、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。 <健康づくり支援課>

Ⅱ-5-① 就学前の子どもの教育・保育の充実

【現状と課題】

1 就学前児童の教育・保育の支援体制の整備

就学前児童の教育・保育の状況は、主に保護者の働き方により、幼稚園等（全就学前児童数の25.6%）、保育所等（38.6%）、家庭等（35.9%）に分かれており、特に、5歳以上児の52.2%が幼稚園、42%が保育所等で教育・保育が実施されています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものです。子どもに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することが求められます。質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子どもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが極めて重要です。

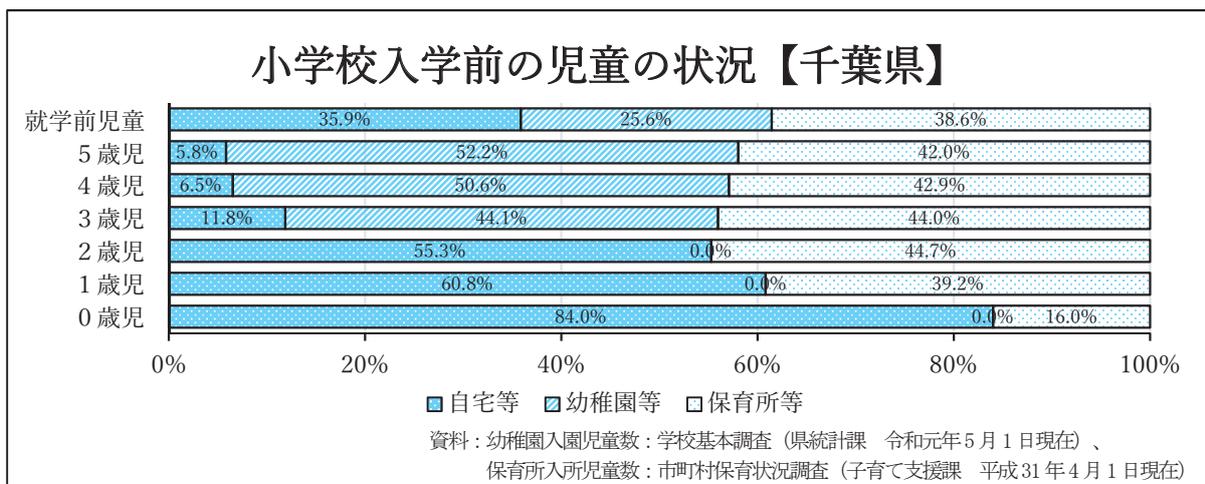
幼児教育・保育の質の向上のため、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備などを図ることが必要です。

2 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

市町村は、無償化の対象となる施設等の確認や、保護者の認定及び給付を行います。これらの手続を円滑に行うため、市町村において無償化の対象となる施設等の情報を把握する必要があります。

(関連データ)



注：「自宅等」には認定こども園の1号認定、認可外保育施設の児童等も含まれています。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
幼稚園等や市町村の研修会への幼児教育アドバイザー派遣件数	49件 (H30年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

- 1 **良好な教育環境を確保するため、私立幼稚園への助成の充実を図ります。**
私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費に対し、補助します。
- 2 **保護者の就労状況等、ニーズにあわせた保育環境の充実を図ります。**
 - ① 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。
 - ② 一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 3 **幼稚園や保育所等が地域における子育て支援の拠点となるよう推進します。**
 - ① 幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。
 - ② 市町村が実施する保育所等の子育て支援拠点の普及と質の確保を図るとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて実施される市町村事業を支援します。
- 4 **幼児教育の質の向上と初等教育への円滑な接続を図ります。**
 - ① 必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。
 - ② 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けるなどにより、円滑な接続を図ります。
- 5 **幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。**
 - ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
 - ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
私立学校経常費補助事業（再掲）	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 <学事課>

事業名	事業の内容<担当課>
子育て支援活動推進事業（再掲）	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 <div style="text-align: right;"><学事課></div>
預かり保育推進事業（再掲）	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 <div style="text-align: right;"><学事課></div>
地域子ども・子育て支援事業（再掲）	市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」の促進を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 等 <div style="text-align: right;"><児童家庭課・子育て支援課></div>
幼児教育推進事業	幼稚園等への支援のため、幼児教育アドバイザーを県内の幼児教育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることで、幼児教育・保育の質の向上を図る。 <div style="text-align: right;"><教育庁学習指導課></div>
子どものための教育・保育給付（再掲）	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。 <div style="text-align: right;"><学事課・子育て支援課></div>
子育てのための施設等利用給付（再掲）	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 <div style="text-align: right;"><学事課・子育て支援課></div>

II-5-② 学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

1 学ぶ力の向上

子どもには複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにすることや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと等が求められています。

そのためには、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養の3つを柱とした資質・能力の育成が必要です。

2 読書活動及び読書環境の充実

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもが本に親しみ、好きな本を手にとったり活用したりと、読書を習慣化するためには、子どもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要です。家庭、地域、学校等が連携し、読書環境を整えるとともに、子どもの発達段階に応じた読書への関心を高める取組を推進します。

また、平成29年度には、市町村におけるブックスタート事業の実施率が100%になり、乳幼児期の子どもの読書への関心を高める取組を充実させることができました。

3 健康・体力づくりの推進

千葉県の子どもは、体力、運動能力では全国では上位にありますが、運動する子としない子の二極化が進み、体育の授業以外では全く運動しない子どもも多く存在するなど、子どもの体力は確実に低下しています。健康や体力は「生きる力」の基本であり、子どもに「健やかな体」を育むことが大切です。運動しない子どもをゼロにするとともに、生涯を通じてスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められています。また、子どもが健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けることが求められます。

4 外国人児童生徒等への支援

近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。また、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが求められます。

【関連データ】

外国人児童生徒数の実態						
日本語指導を必要とする外国人籍の児童・生徒数（千葉県 ※千葉市含む） (人)						
	H20	H22	H24	H26	H28	H30
小学校	765	756	637	691	980	1120
中学校	324	352	217	246	333	419
高等学校	69	136	94	102	160	228
義務教育学校					12	10
特別支援学校	4	5	2	4	4	1
合計	1,162	1,249	950	1,043	1,489	1,778

資料：文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況調査」

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
主体的に授業改善に取り組んだ学校の割合	小学校 28.6% 中学校 23.3% (H30年度)	小学校 100% 中学校 100%
小学校における新体力テスト（8種目80点満点）の平均点	49.2点 (H30年度)	50.0点

【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの学習意欲を高め、学力向上を図る取組を推進します。
 - ① 子どもが自ら学習上の課題を把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための効果的な学習教材の提供をすることで、基礎的・基本的な知識の習得と学習意欲の向上を図ります。
 - ② 教員の実践的指導力を高め、効果的な学習指導を進めることができるよう、研修体制や授業改善方策の内容・手法を充実していくことにより、学力の基盤となる授業の充実を図ります。
- 2 全ての子どもが本に親しみながら成長していくための子どもの読書活動を推進します。
 - ① 家庭、地域、学校等の社会全体において、子どもの発達段階に応じた読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ります。
 - ② 家庭、地域、学校等が連携し、子どもが、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることのできる望ましい読書環境づくりを推進します。
 - ③ ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前の子どもを対象としたセカンドブック事業を推進します。
- 3 生活習慣の向上と健康・体力づくりへの取組を推進します。
 - ① 豊かな人間性やたくましい体を育みながら生涯にわたって生活全体を自律的に管理

できる生活習慣を身に付けられるよう、子どもの健康・体力づくりを推進します。

- ② 新学習指導要領の全面実施に合わせ、授業改善に取り組み、「楽しさ」を感じられる体育の授業の実践を目指します。
- ③ 「遊・友スポーツランキングちば」の効果的な活用方法を積極的に紹介します。
- ④ 運動能力の優秀な児童生徒に対して運動能力証を交付する「運動能力証交付事業」の効果的な活用を促していきます。

4 外国人児童生徒等の受け入れ体制を整備します。

各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
子どもたちの主体的な学び促進事業	小中学校で学ぶ基礎・基本から応用までの内容について、児童・生徒が様々な場面で取り組める学習教材である「ちばっ子チャレンジ100」(小学校)及び『「ちばのやる気」学習ガイド」(中学校)の活用を促進する。 <p style="text-align: right;"><教育庁学習指導課></p>
高等学校と大学の連携の促進	高校生が大学レベルの授業を受講するなどの「高大連携」について、全ての地域の県立高校が取り組むとともに、県立高校に在籍する全ての生徒が大学レベルの講義等を体験でき、高大連携に取り組みやすい環境を整備する。 <p style="text-align: right;"><教育庁生涯学習課></p>
子どもの読書活動推進事業	千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)に基づき、全ての子どもが、本に親しみながら成長していくための読書活動を推進する。乳幼児から読書に親しむ機会の充実と子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備に向け、子どもの読書活動啓発リーフレットの配布や子ども読書の集い、公共図書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボランティア入門講座等を開催する。 <p style="text-align: right;"><教育庁生涯学習課></p>
いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプランの推進	子どもたちが自ら考え、自ら実践し、自ら評価するという健康・体力づくりの進め方の基礎を学び、自らの健康と一生は自分で守る気持ちを持たせるため、「いきいきちばっ子健康・体力づくりモデルプラン」を県民に広めるとともに、小・中・高等学校における健康づくりを推進する。 <p style="text-align: right;"><教育庁学校安全保健課></p>
いきいきちばっ子コンテスト「遊・友スポーツランキングちば」の実施	体育の授業や業間休み・昼休み等の時間に仲間と楽しく協力しながらリレーや長縄とび、馬とびなどの運動を行うことにより、積極的な外遊びや運動を奨励するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで好ましい人間関係や社会性を育成することをねらいとしている。また、各学校の記録を公表・表彰し、児童生徒の運動への意欲を高め、子どもたちの体力の向上を図る。 <p style="text-align: right;"><教育庁体育課></p>

事業名	事業の内容<担当課>
外国人児童生徒等教育 相談員派遣事業	外国人の児童生徒の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。 <div style="text-align: right;"><教育庁学習指導課></div>
外国人児童生徒等の教育に関する連絡協議会の開催	日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集まり、受入体制の充実や、指導力向上に係る協議を行う。 <div style="text-align: right;"><教育庁学習指導課></div>

II-5-③ よりよく生きるための道徳教育の充実

【現状と課題】

現在、日本の子どもは、将来の夢や目標を持つという割合が横ばいであることや、自己肯定感・自己有用感が諸外国と比べて低いとされています。家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子どもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いています。

子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感・自己有用感等を育成するための教育を推進することが求められます。

【施策の方向と具体策】

1 豊かな情操や道徳心を育む教育を推進します。

- ① 学校の全ての教育活動において、道徳科・「道徳」を学ぶ時間等を要として、平成30年3月に改訂した「道徳教育の手引き」を活用した子どもの発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、家庭や地域住民と連携した取組の充実を図ります。
- ② 法律や通貨の仕組みなどの社会のルールに関する学習活動、時代や社会に応じた実践的な能力を身に付ける消費者教育、少子高齢化社会における社会保障と財政の問題について考えさせる租税教育等の課題解決型学習の充実を図ります。

2 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育を推進します。

次代を担う子どもたちが郷土や国の歴史や伝統文化、風土に対する関心や理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、郷土や国を愛する心や誇りを持ち、自信を持って発信することができる力を育むための教育活動を充実します。

また、道徳の時間などを活用して、先人の生き方などに関する学習活動を推進します。

3 心を豊かにする教育を推進します。

子どもに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の充実を図るとともに、多様な文化への理解やボランティア精神の涵養等を図る取組、自他を尊重する人権意識の啓発を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
道徳教育推進プロジェクト事業	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。 <div style="text-align: right;"><教育庁学習指導課></div>

事業名	事業の内容<担当課>
親子ふれあいキャンプ	<p>日常の生活環境と異なる青少年教育施設において、親子で宿泊をしながら、親子一緒に同じ自然体験活動を共有することにより、親子一人一人の良さや役割を再認識し、協同することの大切さや一体感を味わい、親子の絆を深めるとともに、親同士のコミュニケーションの場としての子育てネットワークの構築を図る。 <教育庁生涯学習課></p>
さわやかちば県民プラザにおける「学習研修事業」「交流事業」	<p>さわやかちば県民プラザにおける「学習研修事業」の一環としてボランティア体験講座などを実施し意識の向上を図るほか、「交流事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を活用し、ちば子ども大学事業*・ヤングパワームーブメント事業*を実施するとともにボランティア活動に関する情報の収集・提供・相談・ネットワークの推進を行う。 <教育庁生涯学習課></p>
心の教育推進キャンペーン	<p>県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下に実施する。 <教育庁学習指導課></p>

II-6-① 人権教育の推進

【現状と課題】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、県の「千葉県人権施策基本指針」等を踏まえ、学校や職域において様々な人権教育や啓発が行われた結果、人権に関する理解は全体的に前進を見せていますが、残念ながら現実には様々な偏見や差別など、国民の誰もが持つ人権を侵害し、生命の尊厳まで脅かす行為が後を絶ちません。特に子どもについては、児童虐待やいじめによる自殺など、生命にかかわるような人権上の問題が尽きない今こそ、人権教育が必要不可欠といえます。

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からのライフステージごとに、地域の実情等に合わせて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、実施する必要があります。

そこで、学校の教育活動全体を通じて、子どもが人間としての在り方を考えられるよう、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性や道徳的実践力を育成すること、子どもの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く、社会性、公共の精神、自然を大切にし、環境を守ろうとする姿勢などを育てることに取り組むとともに、社会が人権に関する理解を深めるような社会教育の実施に取り組みます。

また、児童福祉法では、平成28年の改正により、子どもを権利の主体として位置付けており、子どもを保護の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として認め、その権利を保障するために、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進める必要があります。子どもが意見を表明しやすい環境を作ること、また、権利の侵害を受けたと感じたときに相談できる環境を作ることが必要です。

【施策の方向と具体策】

- 1 千葉県人権施策基本方針に基づき、子どもが基本的人権の享有主体として最大限尊重される社会を目指して、心のバリアフリー推進事業を実施します。

差別意識や偏見を持たない「心のバリアフリー」を達成するため、一人ひとりの心に直接訴えかけるのに有効な講演会や研修会等の実施、人権教育のための講師派遣等を行います。

- 2 教職員の人権意識を啓発します。

公立小・中・高等学校・義務教育学校・特別支援学校の教職員対象の研修において、各種人権課題について学ぶ機会を提供し、学校教育活動全体を通して人権教育を推進します。

- 3 県民の人権課題に対する理解と認識を深め、人権教育の充実を図ります。

- ① 社会人権教育*の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催します。
- ② 県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布します。

4 虐待等により家庭で生活ができない子どもの権利を擁護します。

虐待等により家庭での生活ができない子どもに対しては、権利擁護に関するしおり（子どもの権利ノート）を渡して、子どもの権利擁護とは何かを説明するとともに、県庁への連絡用のはがきを渡すなど、周囲の大人に相談できない状況においても相談できる環境の整備に努めます。

5 子どもが相談できる環境の整備を図ります。

いじめ、体罰、虐待など、子どもの権利が侵害された場合に、子ども自身が相談できる窓口の設置を検討します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
心のバリアフリー推進事業	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、各種広報活動や啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。 <p style="text-align: right;"><健康福祉政策課></p>
(学校)人権教育推進事業	学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。 <p style="text-align: right;"><教育庁児童生徒課></p>
社会人権教育指導研修事業	社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催する。県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布する。 <p style="text-align: right;"><教育庁生涯学習課></p>
子どもの権利ノートの作成	「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたちに配布する。 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>

II-6-② 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

1 児童虐待防止

子どもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題です。県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数が10年前と比較して約3.4倍になるなど、児童虐待は増加の一途をたどっており、平成31年1月には県内で児童虐待により小学性の女児が死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。

本県では、平成28年に「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、児童虐待防止施策を推進しているところですが、今後、二度と児童虐待により子どもの命が失われることがないように、事件の検証報告を踏まえ、取組を強化していく必要があります。

増加する児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが最も重要です。子育てに不安等を抱える保護者が孤立することを防ぎ、早期に支援の手を差し伸べることが大切です。

また、虐待は子どもの命に関わる問題になることから、早期に発見し、迅速に対応することも重要です。このため、児童相談所の体制を更に強化する必要があるとともに、これまで以上に市町村、学校などの教育機関、警察、医療機関等の関係機関が緊密に連携し、児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応を取ることが重要です。

児童相談所については、職員を大幅に増員した結果、経験の少ない職員が多くなっていることから、職員の資質の向上を図るとともに、業務の適正な執行を確保するためのマネジメントの強化が必要となります。特に、中央、市川、柏児童相談所については、管轄する人口が全国平均の2倍を超えており、児童虐待相談対応件数も大幅に増加していることから、抜本的な組織の見直しが必要です。

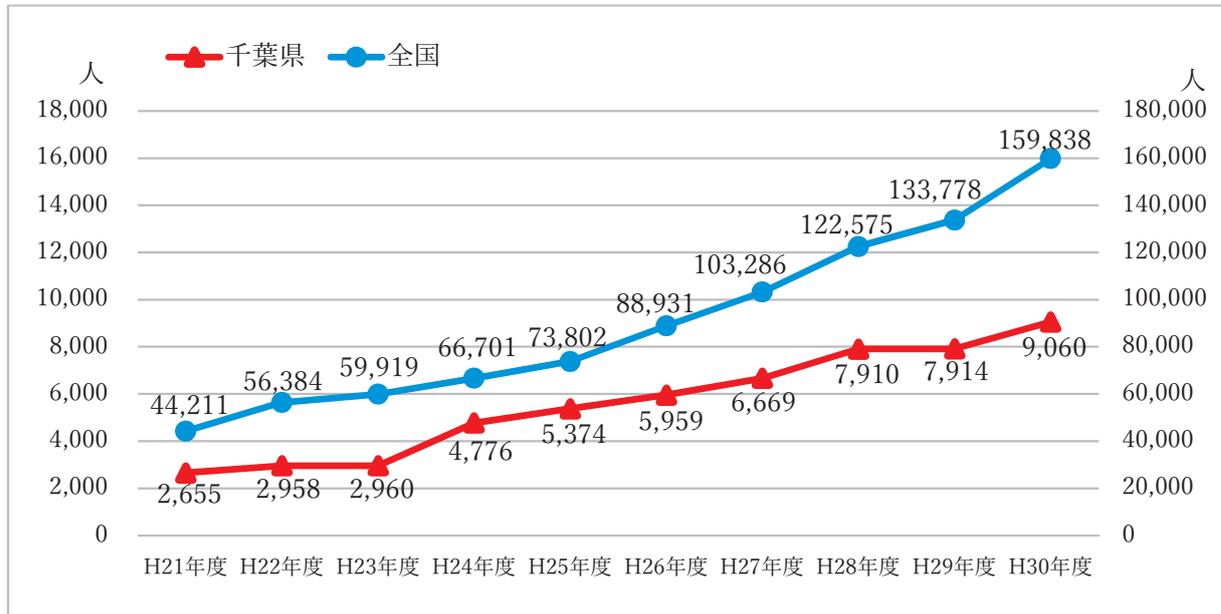
さらに、行政機関だけでなく地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりが必要であり、県民に児童虐待についての正しい知識と理解を深める機会を提供し、児童虐待防止に対する意識を広めることも大切です。

2 DV被害者への支援

DVのある家庭では、配偶者への暴力だけでなく、児童虐待も起きている場合があるとともに、子どもがDVの現場を目撃することも児童虐待です。DVは、被害者を傷つけるだけでなく、子どもの心にも大きな傷を負わせ、子どもの人格形成や身体的成長過程へも深刻な影響を与える場合があります。身体的・精神的に深刻な影響を受けているDV被害者等が、安全・平穏な生活を送れるよう、相談体制や生活再建支援の充実を図ることが必要です。

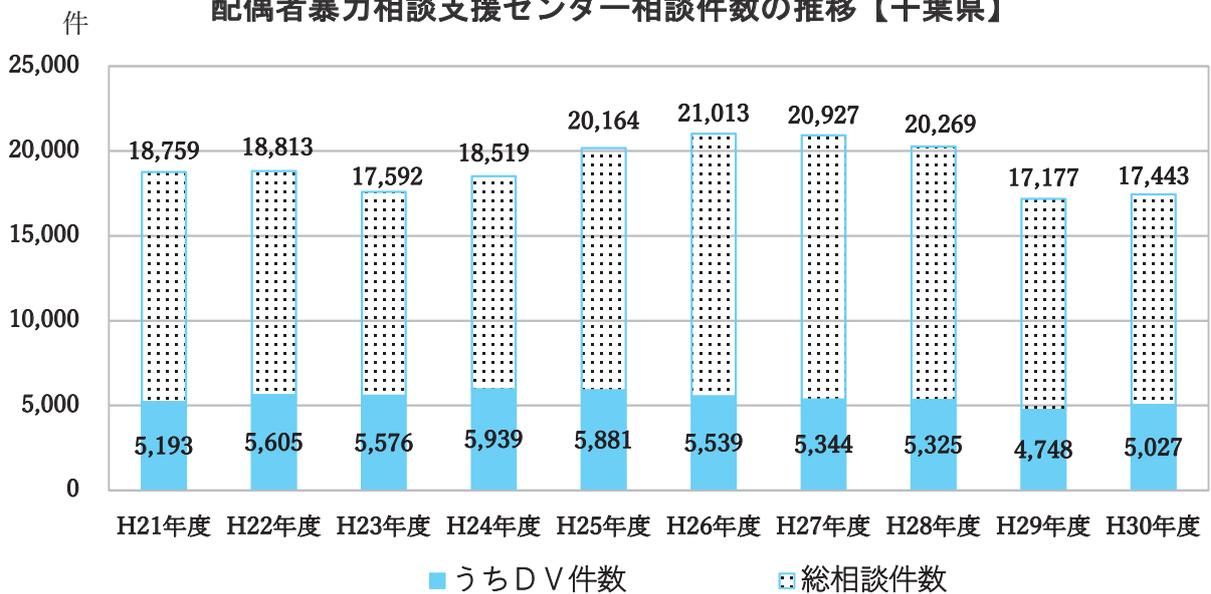
(関連データ)

児童虐待相談対応件数の推移



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

配偶者暴力相談支援センター相談件数の推移【千葉県】



資料：児童家庭課

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
児童虐待による死亡事例	1件 (H30年度)	0件
養育支援訪問事業の実施市町村数	35市町村 (H30年度)	全市町村
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	9市 (H30年度)	全市町村

【施策の方向と具体策】

1 母子保健施策と連携し、児童虐待を未然に防止します。

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援します。
- ② 児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、実践的な研修を行います。
- ③ 市町村が実施する親の役割意識を高めるための取組について、研修を通じて支援します。
- ④ 市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等に関わる母子保健推進員等へ研修を行い、訪問者の資質の向上を図る等、訪問支援活動の推進を図ります。
- ⑤ 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や市町村窓口へ同行し、相談支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。

2 児童相談所の体制・機能を強化します。

- ① 県児童相談所の管轄区域の見直しや新たな児童相談所の設置について、具体的な検討を進めます。
- ② 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正や、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの更なる増員や、保健師などの配置を行います。
- ③ 職員が業務に必要な基本知識を習得し、基本原則を踏まえた対応ができるよう、研修を確実に受講できるように機会を保障するとともに、研修の充実・強化を図ります。
- ④ 職員の業務における効率化や適正性の確保のため、ICTの積極的な活用を図り、児童相談所の業務を支援するシステムの見直しを行います。
- ⑤ 児童相談所の一時保護所の入所児童が定員を超えている状況を解消するため、一時保

護所の増設や、老朽化した児童相談所の建替を進めます。その際には、一人ひとりの子どもの状況に応じた対応ができるように個室を整備するなど、居住環境の改善を図ります。

3 市町村や関係機関との連携を推進します。

- ① 市町村は、全ての子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置する努力義務があることから、設置を推進していきます。
- ② 市町村の要保護児童対策地域協議会は、支援が必要な子どもやその家庭について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行う重要な役割を担っており、効果的に機能するように、研修やアドバイザーの派遣による支援を行います。
- ③ 警察との連携においては、全ての児童相談所に警察職員を配置するとともに、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところであり、子どもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。
- ④ 医療機関との連携においては、虐待を疑わせるような子どもの受診等に対応するため、医療機関やその従事者と児童虐待対応のネットワークを構築し、情報共有と研修等を通じた対応力の向上により、児童虐待の早期発見や未然防止を図ります。
- ⑤ 学校などの教育機関においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制の構築、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、更に児童虐待に係る研修の実施による知識の共有を図り、教職員の児童虐待に対する円滑な対応を目指します。
- ⑥ 子どもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進します。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、子どもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援します。

4 児童虐待防止に係る周知・啓発活動を実施します。

一人でも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、関心を持ち、自発的に相談や通告ができるように、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。

具体的には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や子ども家庭110番などの電話による相談・通告の窓口、児童虐待の通告義務、子育てに関する相談窓口等の周知を行うとともに、児童虐待防止月間である11月を中心に、児童虐待防止活動への理解と協力を求めて「オレンジリボンキャンペーン」を実施します。

5 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。

6 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

- ① 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り

組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。

- ② 暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
児童虐待死亡ゼロに向けた取組	社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」の検証報告書を踏まえ、児童虐待死亡ゼロに向けた取組を推進する。 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>
出産後の訪問支援の強化	生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」などを促進する。 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>
中核市の児童相談所設置に向けた支援	船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、研修生の受入や人事交流など、必要な支援を行う。 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>
児童相談所虐待防止体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案への対応力を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭110番、電話相談員の配置 ・児童安全確認等対応職員の配置 ・一時保護された児童へのケアの充実 ・保護者への支援、指導等の強化 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>
児童相談所専門機能強化事業	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員に対する研修の実施 ・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>
児童相談所支援システム整備事業	児童相談所支援システムの整備、運用を行い、ICTを活用した児童相談所業務の適正化、効率化を図る。 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>
児童相談所の整備	「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、児童相談所の建替等を進める。また、一時保護所の定員超過を解消するため、増設を行う。 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関に機能強化のための研修やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な体制の構築を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や教育機関等の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>
警察と児童相談所等との連携強化	警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進する。 <p style="text-align: right;"><県警少年課></p>

事業名	事業の内容<担当課>
児童虐待防止医療ネットワーク事業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図る。 ＜児童家庭課＞
子どもの心の医療ネットワーク事業	子どもの心のケアに関する様々な問題に対応するため、拠点病院を中核としたネットワークを作り、子どもの心のケアに関する支援体制の構築を図る。 ＜児童家庭課＞
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。 ＜教育庁児童生徒課＞
児童家庭支援センター運営等補助事業	地域における児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、児童家庭支援センターの運営等に対し補助を行う。 ＜児童家庭課＞
子育て世代包括支援センターの設置支援事業（再掲）	○未設置市町村の個別相談 当該市町村が設置に向けて抱えている個別の課題についての助言を行う。 ○子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研修 子育て世代包括支援センターの職員（保健師等の専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施する。 ＜児童家庭課＞
妊娠SOS相談事業（再掲）	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。 ＜児童家庭課＞
DV被害者の子どものケア	DV被害者の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴する子どもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室で子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図る。 ＜児童家庭課＞
DV防止・被害者支援対策（再掲）	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により、民間支援団体や企業等と連携して相談窓口等について県民への広報啓発を行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。 ＜児童家庭課＞

II-6-③ 社会的養育の推進

【現状と課題】

全ての子どもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとで生活のできない子どもに対しては、その子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育てていく必要があります。

平成28年の児童福祉法の改正では、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国や地方公共団体はその保護者を支援することが重要である旨が明記されました。また一方で、保護者により虐待が行われるなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であるという旨が明記されました。この法律の理念を具体化するために国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会で取りまとめられたのが「新たな社会的養育ビジョン」です。

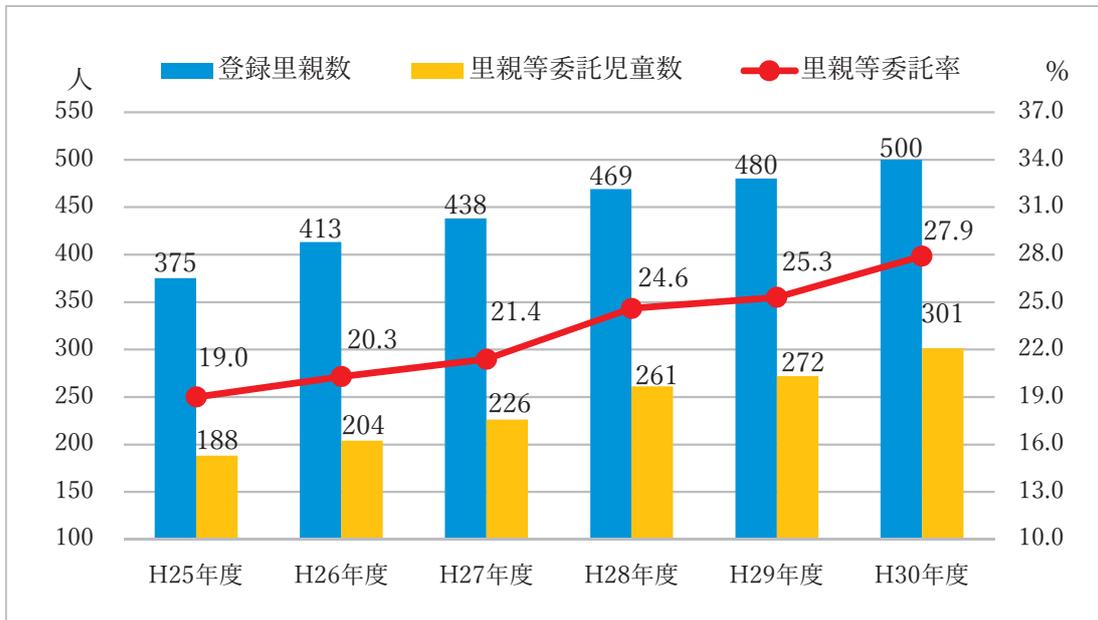
新たな社会的養育ビジョンでは、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でない子どもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親*やファミリーホーム*で養育を行うこととされました。施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を整備し、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難な子どもなど、ケアニーズの高い子どもたちへの専門的な支援を行うこととされています。

本県の里親等委託率は平成30年度27.9%となっており、年々増加しているところですが、より一層里親への委託を推進する必要があります。施設についても、「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、できるだけ少ない人数単位で養育を行うこと（小規模化）、子どもに専門的な支援が行える体制の整備、人材の確保・育成を行うこと（高機能化）、子どもの養育に関する専門性を活かして地域の子育て家庭や里親に対する支援を行うこと（多機能化）などが求められています。

また、里親に委託されている子どもや施設に入所している子どもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、自立に向けた支援を充実させるとともに、自立後も里親や施設が長期に渡り子ども一人ひとりとつながりを持つなど、アフターケアの取組を推進する必要があります。

(関連データ)

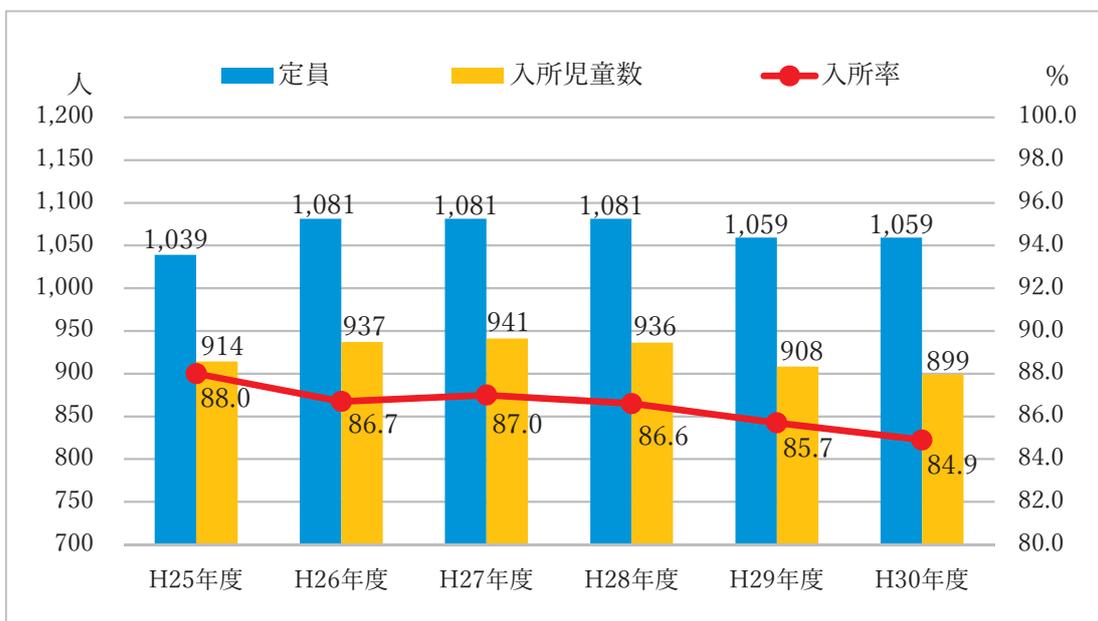
里親等委託率の推移【千葉県】



※千葉市を除く

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

児童養護施設の入所者数の推移【千葉県】



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

資料：児童家庭課調べ

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
里親等委託率	27.9% (H30年度)	34.8%
ファミリーホームの設置数	18か所 (H30年度末)	28か所
施設の小規模化の実施状況	20施設 (H30年度末)	全施設 (27施設)
自立援助ホーム*の設置数	14か所 (H30年度末)	17か所
児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後)	90.8% (H30.5.1)	県全体の高等学校等 進学率に近づけます
児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	25.0% (H30.5.1)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

1 里親委託等を推進します。

- ① 里親制度を、より多くの人たちに知ってもらい、里親の登録数を増やす必要があることから、里親制度を普及するための里親大会や里親制度説明会の開催や、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化します。
- ② 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、子どもに対してより専門的な支援が行えるようになるための研修を実施するなど、里親研修を強化し、養育技術の向上を図ります。
- ③ 子どもが委託されている里親家庭を訪問し、生活や養育に関する相談や援助等の支援を行うなど、養育に対する支援を強化し、里親の負担の軽減を図ります。
- ④ ファミリーホームは、里親と同様に家庭と同じ環境での養育を行います。里親よりも多くの子どもたちが同じ家庭と一緒に生活することから、子ども同士の相互交流を通じて豊かな人間性や社会性を養うことが期待できます。ファミリーホームの設置を積極的に進めるとともに、ファミリーホームが安定的に運営できるよう支援を強化します。

2 児童養護施設、乳児院等の機能を強化します。

- ① 施設における「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、小規模化に向けた施設整備に対する補助を行います。また、より家庭に近い環境である地域小規模児童養護施設*の設置を推進します。
- ② 本県においては、家庭で生活することができない子どもの受皿として児童養護施設が大きな役割を担っていることから、今後の社会的養育が必要な子どもの数の推計に基づき、新たに小規模な児童養護施設を設置することを検討します。
- ③ 施設にはケアニーズの高い子どもに対する専門的な支援が求められていることから、施設職員の資質向上のため研修を実施するなど、人材育成を支援します。
- ④ 施設において長年培ってきた子どもの養育に関する専門性を活かして、地域の子育て家庭や子どもの委託を受けている里親の支援を行うなどの多機能化の取組に対する支援を強化します。
- ⑤ 以上の取組を進める上で、最も重要な人材の確保に関して、多くの施設が苦勞していることから、施設の人材確保に向けて取組を強化します。

3 里親や施設で生活する子どもの自立に向けた支援を行います。

- ① 里親や児童養護施設からの自立を控えた子どもに対し、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、退所後も引き続き生活上の問題について相談に応じ、必要な支援を行います。また、自立にあたって必要な資金の貸付を行います。
- ② 自立援助ホームは、子どもに安心して生活できる場所を提供するだけでなく、社会を生き抜く力を身につけるために、経済的にも精神的にも自立するための支援を行っています。自立援助ホームの設置を推進するとともに、安定的に運営できるよう支援を強化します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
里親委託を推進する事業	里親委託を推進するため、里親制度への認知度の向上と里親登録数の増加（新規開拓）、里親の養育技術の向上（資質向上）、里親の養育に対する支援体制の構築（養育支援）を行う。 <児童家庭課>
次世代育成支援対策施設整備交付金事業	施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、子どもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助を行う。 <児童家庭課>
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設等において、入所している子どもの生活環境の向上や安全確保のために必要となる備品の購入や設備の導入・改修などに対し補助を行う。 <児童家庭課>
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業	児童養護施設等において、職員の資質向上を図るための研修に係る経費に対し補助を行う。 <児童家庭課>

事業名	事業の内容<担当課>
基幹的職員研修事業	施設に入所している子どもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施する。 ＜児童家庭課＞
乳児院等多機能化推進事業	乳児院や児童養護施設等において、地域で子育て中の家庭等からの相談に対する育児指導や、入所している子どもへの医療的なケアの強化を実施する施設に対し支援を行う。 ＜児童家庭課＞
児童養護施設等体制強化事業	児童養護施設等において、人材を確保し、子どもの受入体制を強化するため、児童指導員等を目指す方を職員として雇用する施設に対し補助を行う。 ＜児童家庭課＞
社会的養護自立支援事業	里親や施設から自立する子どもに対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援などを行う。 ＜児童家庭課＞
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 ＜児童家庭課＞

II-6-④ いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

学校は、全ての子どもが社会的に自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎・基本となる力を培う人間形成の場であり、よりよい環境で教育を受けることが求められます。

県では、いじめ防止対策推進法及び平成26年3月の「千葉県いじめ防止対策推進条例」の成立を受けて、「千葉県いじめ防止基本方針」を平成26年8月に策定（平成29年11月改訂）し、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に実施しているところです。

この基本方針のもと、いじめの早期発見、早期対応やスクールカウンセラー等の専門性を有する人材の活用や、自尊と敬愛の心を育てる教育を充実する等、組織的に対応する必要があります。

また、いじめ防止に向けた広報・啓発活動の推進が必要です。

【施策の方向と具体策】

1 いじめの予防や早期発見のための取組を推進します。

- ① いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進します。
- ② 児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にすることをはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等 인권侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進します。

2 いじめの防止等のための人材配置の充実と教職員の対応能力の向上に努めます。

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材の配置の充実に努めるとともに、いじめの未然防止、早期発見、組織による対応等について、教職員研修を実施します。
- ② 指導資料集等を活用し、いじめの態様などに応じた実効的な対応能力の向上に努めるとともに、SNSを活用した教育相談事業を実施し、問題の深刻化の未然防止を図ります。

3 いじめ防止等のための啓発活動を推進します。

いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進します。

4 インターネットを通じて行われているいじめへの対策を推進します。

- ① 子どもが情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けるための情報モラル教育について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図ります。
- ② インターネットを介したいじめやトラブルの防止に資するため、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた外部人材を派遣します。

- ③ ネットパトロール等により、インターネットによるいじめから子どもを守るための取組を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
いじめ防止対策等推進事業	千葉県いじめ対策基本方針を受け、教員研修を実施するとともに、啓発資料の作成を行い、児童生徒、保護者、教職員等に広く周知を図る。また、生徒指導上の問題の早期発見、早期解決のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し連携を図る。 <教育庁児童生徒課>
いのちを大切にするキャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者の命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為等 인권侵害は許されない行為である」という意識を高めることを目的として、各学校の取組を推進する。 <教育庁児童生徒課>
道徳教育推進プロジェクト事業（再掲）	小・中・高等学校の各学校段階に応じて、より効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、今後の道徳教育の在り方について検討し、児童生徒の道徳性を養う道徳教育を推進する。 <教育庁学習指導課>
心の教育推進キャンペーン（再掲）	県内の学校において授業公開を実施するとともに、心の教育啓発ポスター・実践事例集を作成し、幼稚園等・小・中学校・高等学校・特別支援学校に配付する。また、ポスターについては図案募集を全県下を実施する。 <教育庁学習指導課>
情報モラル教育研修への講師派遣事業（再掲）	千葉県いじめ問題対策連絡協議会担当者会議にネットいじめ対策専門部会を設置し、関係機関による情報交換、啓発活動など連携したネットいじめの防止を推進する。教職員が最新の知見と適切な指導方法を身に付け効果的な情報モラル教育を行うことができるよう、地域や校内の教職員研修に講師を派遣する。 <教育庁児童生徒課>
青少年ネット被害防止対策（再掲）	子ども・若者をインターネット上の有害情報から守り、いじめ、非行行為、犯罪被害等の防止を図るため、ネットパトロール等の取組みや啓発活動を実施する。 <県民生活・文化課>

II-7-① 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

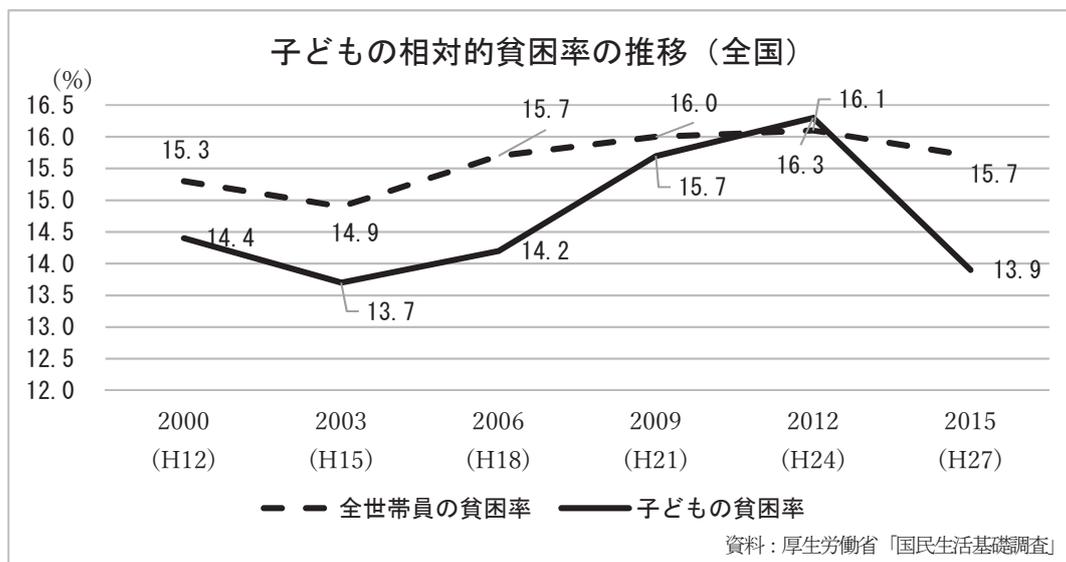
全国の子どもの貧困率は、平成28年国民生活基礎調査で13.9%となっており、7人に1人が貧困線（全国の平均的な所得の半分の所得）を下回る世帯で暮らしているとの結果となっています。

国では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることを基本理念とすることなどが明記されました。

また、この法律に基づく、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や子どもの貧困対策に関する事項などを取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が、令和元年11月に見直されました。

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に実施していくことが必要です。

(関連データ)



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	89.0% (H30年3月卒業生)	県全体の高等学校等進学率に近づけます
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.5% (H29年度)	減少を目指します
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	32.9% (H30年3月卒業生)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

1 子どもの貧困対策を推進します。

「千葉県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、(1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援 (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 (4) 経済的支援 (5) 支援につなぐ体制整備に関する施策に重点的に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
生活困窮者自立支援制度による子どもの学習・生活支援事業	生活に困窮する世帯（生活保護を受給する世帯を含む）で暮らす子どもを対象として、学習の支援や居場所の提供などを行う。 ＜健康福祉指導課＞
生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業	生活困窮者の抱える様々な相談や課題に一元的に対応し、的確な分析や評価に基づいて支援計画を策定し、関係機関との調整等を行う。 ＜健康福祉指導課＞
生活困窮者自立支援制度による就労支援事業	生活困窮者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。 ＜健康福祉指導課＞
生活困窮者自立支援制度による家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。 ＜健康福祉指導課＞
千葉県高等学校等授業料減免制度（再掲）	経済的な理由により、公立高等学校等での就学が困難な高校生等に対し、授業料の減免による支援を実施する。 ＜教育庁財務課＞
千葉県私立高等学校等授業料減免事業（再掲）	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。 ＜学事課＞

事業名	事業の内容<担当課>
千葉県私立高等学校入学金軽減事業 (再掲)	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 <p style="text-align: right;"><学事課></p>
千葉県高等学校等奨学のための給付金事業 (再掲)	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。 <p style="text-align: right;"><学事課・教育庁財務課></p>
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付 (再掲)	低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程や大学等に、入学や就学するために必要な経費の貸付けを行う。 <p style="text-align: right;"><健康福祉指導課></p>
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (再掲)	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。 <p style="text-align: right;"><教育庁児童生徒課></p>
児童扶養手当の支給 (再掲)	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する。 <p style="text-align: right;"><児童家庭課></p>

II-7-② 障害のある子どもへの支援

【現状と課題】

1 地域における療育支援体制の構築

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

地域で共に暮らし、共に学ぶために必要とする教育・保育の支援基盤が脆弱であり、さらに地域間での格差が存在しています。

障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備する必要があります。このため、地域における障害のある子どもの受け入れ体制・支援体制を整備していくことが重要です。また、地域の小・中学校では本人及び保護者の意思を尊重して共に学ぶ機会を整えていくことが重要です。子どもたち一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援と、教育・医療・保健・福祉・労働等関係機関のネットワークを構築します。その際、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ります。

2 在宅支援機能の強化

障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援を受けられるよう、また、障害のある子どもの家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護（ホームヘルプ）、訪問看護、短期入所、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実し、さらには、市町村や中核地域生活支援センター、児童相談所との連携により家庭の多重困難の状況を把握して社会福祉につなげたり、早期の虐待防止に努めるなど、在宅支援機能の強化が必要です。

3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援

医療的ケアが必要な状態で、在宅で生活をする障害のある子どもが増えており、こうした子どもが、障害や医療的ケアの特性に配慮した支援、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するとともに、関係機関の連携調整を行うための体制の整備が必要です。

4 特別支援教育等の充実

個別の教育的ニーズのある子どもに対しては、自立と社会参加を見据えて、連続性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指した、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。特別支援学校の児童生徒数の増加による過密状況への対応を計画的に進めるとともに、障害のある児童生徒が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実が必要です。また、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教

諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実が求められています。

5 キャリア教育の推進

障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や、一般就労の拡大を図ることが必要です。

また、中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ること、一人ひとりの特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供していくことが必要です。

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）	114事業所 (H31.4.1)	増加を目指します
放課後等デイサービス事業所数	613事業所 (H31.4.1)	増加を目指します
児童発達支援センター数	38事業所 (H31.4.1)	増加を目指します
児童発達支援事業所数	340事業所 (H31.4.1)	増加を目指します
幼小中高の個別の指導計画作成率 (注1)	97.0% (R元年度)	100%
幼小中高の個別の教育支援計画作成率 (注2)	93.3% (R元年度)	100%
特別支援学校高等部本科卒業生の就職希望者の就職率	95.3% (H30年度)	92.5%以上の維持を目指します
療育支援を実施している保育所等の数	102か所 (H30年度)	増加を目指します

(注1) 個別の指導計画・・・学校の教育課程において、幼児、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

(注2) 個別の教育支援計画・・・在学中のみならず乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って作成され、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力して支援するためのツール（道具）となる計画。

【施策の方向と具体策】

- 1 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実を図ります。
 - ① ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。
 - ② 保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携や障害のある子どもの健全な育成を図る役割が期待される放課後等デイサービスについては、障害種別、障害特性や発達段階等に応じた支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置を求めるとともに、サービス提供や運営体制等に関する事業所による自己評価及び保護者による評価の実施等により、事業所の支援の質の向上を図ります。
 - ③ 保育所等訪問支援の実施により、障害のある子どもの地域社会への参加・包容を推進するとともに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域*に1カ所以上設置するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たっての課題に関する意見を聞きながら、支援のあり方について検討します。

- 2 地域における相談支援体制の充実を図ります。
 - ① 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。
 また、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業の実施について、市町村に働きかけます。
 - ② 在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターについて、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。
 また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。
 さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。

- 3 障害のある子どもと家族への支援体制の構築を図ります。
 - ① 障害のある子どもの家族のレスパイト*に対応するために短期入所事業所の拡充を図ります。
 - ② 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。

- ③ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。
- ④ 保育所・幼稚園等が、障害のある子どもを受け入れられるよう体制の整備を図り、市町村が保育所等の利用調整をするに際して、優先的な配慮事項とするよう促します。

4 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実を図ります。

- ① 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、市町村及び各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るための協議の場を設置されるよう、市町村に働きかけます。
- ② 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主にこうした子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1カ所以上確保するよう、市町村に働きかけます。
また、市町村等から、こうした事業所の確保に当たっての課題に関する意見を聞きながら、支援のあり方について検討します。
- ③ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修を行うほか、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの育成研修を実施します。
- ④ 重症心身障害や医療的ケアが必要な子ども等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。
また、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援のあり方について検討します。
- ⑤ 自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）やその傾向を持つ子どもと親に対し、乳幼児期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

5 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実を図ります。

- ① 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。
- ② 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」や、一人ひとりの子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒の増加などを踏まえ、児童生徒への適切な支援の充実に努めます。
- ③ 特別支援学校の過密状況への対応を計画的に進めるとともに、障害のある児童生徒が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実に努めます。
- ④ 特別支援教育に関する研修の充実を図り、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。

6 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実を図ります。

- ① 障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や一般就労の拡大を図ります。
- ② 中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ります。
- ③ 就職を目指す特別支援学校生徒を対象に、企業等への実習による職業訓練を行います。
- ④ 一人ひとりの特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、就労を支援します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
ライフサポートファイルの普及	ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報伝達ツールとして「ライフサポートファイル」の普及を推進する。 <div style="text-align: right;"><障害福祉事業課></div>
療育支援コーディネーターの配置	療育支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する「療育支援コーディネーター」の設置を、圏域又は市町村ごとを目安に推進する。 <div style="text-align: right;"><障害福祉事業課></div>
発達障害児への支援	千葉県発達障害者支援センター（CAS）において、自閉症児等発達障害を有する子ども及びその家族や関係者からの相談や、関係機関等に対する発達障害支援に係る普及・啓発等を行い、専門性と広域性を活かした支援を行う。また、発達障害者地域支援マネジャーをCASに配置し、市町村の発達支援体制整備や事業所等への個別支援等を行う。 <div style="text-align: right;"><障害福祉事業課></div>
放課後等デイサービス等の充実	障害のある子どもに通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。 <div style="text-align: right;"><障害福祉事業課></div>
保育士配置改善事業（再掲）	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 <div style="text-align: right;"><子育て支援課></div>
放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し市町村を通じて補助する。 <div style="text-align: right;"><子育て支援課></div>
早期の教育相談支援体制の整備	障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど、適切な就学の支援を行う。 <div style="text-align: right;"><教育庁特別支援教育課></div>
障害児短期入所の充実	家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間受け入れる短期入所事業所の拡充を図る。 <div style="text-align: right;"><障害福祉事業課></div>

事業名	事業の内容<担当課>
障害児等療育支援事業	障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。 <div style="text-align: right;"><障害福祉事業課></div>
小児等在宅医療連携拠点事業	重症心身障害児及び医療的ケアが必要な障害児とその家族への在宅支援の強化を図るため、訪問看護師等の育成や相談支援専門員の育成を行う。また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進するとともに、地域における関係機関の連携調整を行うための体制の整備等を協議する。 <div style="text-align: right;"><障害福祉事業課></div>
医療的ケア児保育支援モデル事業	保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を保育所に配置する経費や研修受講支援等受入体制を整備するための費用に対し補助する。 <div style="text-align: right;"><子育て支援課></div>
特別支援教育経費補助事業	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 <div style="text-align: right;"><学事課></div>
特別支援学校早期訓練（委託訓練）	障害者高等技術専門学校において、特別支援学校高等部3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得を図る。 <div style="text-align: right;"><産業人材課></div>
特別支援教育コーディネーター研修の実施	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的機能の一層の充実を図る。また、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の特性や支援のあり方等を学ぶとともに、実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。 <div style="text-align: right;"><教育庁特別支援教育課></div>
特別支援学校教員企業実習	特別支援学校就労支援等教員研修事業の一環として、生徒に対して適切な就労支援ができるように、特別支援学校教員を対象に企業実習を行い、高等部生徒の職業自立に向けた教員の資質向上と、障害者の就労に関するネットワーク体制の確立及び就労支援の一層の充実を図る。 <div style="text-align: right;"><教育庁特別支援教育課></div>
特別支援学校等整備事業	特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密状況の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実を図る。 <div style="text-align: right;"><教育庁教育施設課・教育庁特別支援教育課></div>